



日 容 包 リ 発 第 5-219 号
令 和 5 年 10 月 20 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西 山 純 生
(公 印 省 略)

令和6年度「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し」に係る申込みについて

拝啓 時下ますますご清祥の段お喜び申し上げます。

平素は、当協会（指定法人）における容器包装廃棄物の再商品化事業の実施にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて当協会では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）に基づくガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の再商品化業務を行っております。また、令和5年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づく、分別収集物（市町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物）の再商品化業務を開始いたしました。

つきましては、令和6年度の市町村・一部事務組合からの「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）及び分別収集物（プラスチック資源循環促進法）の引き渡し」に係る申込み（以下、「申込み」という。）受け付けを下記の期間で実施いたします。

今後、申込みいただいた内容に従い、当協会に登録を行った再商品化事業者の間で入札（12月下旬から開始予定）を行い、保管施設別の再商品化事業者（再商品化業務実施事業者）を決定することになりますが、申込数量や引き渡し車両条件等の入札に関する情報は再商品化事業者の事業運営に重大な影響を与えますので、可能な限り正確な申込みをお願いいたします。

また、申込みの予定数量については、変更する正当な理由がない限り、契約数量となります。つきましては、同封の申込要領をご参照のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

申込みいただいた内容を明確にするために、様式3-1～5（各素材ごとの申込用紙）に記載いただいた申込数量を踏まえ、各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の引き渡し申込承諾書を本年12月中旬に発行いたします。

本ご案内は、令和5年6月に行った引き渡し量調査において、申込みを行うと回答した市町村・一部事務組合へ発送しておりますことを申し添えます。

敬具

記

1. 申込み手続きは、オンラインで行う方法と、当協会宛に申込書をご郵送いただく方法があります。オンライン申込みに必要な情報を下記に記載しますので、同封の「オンラインによる引き渡し申込み方法について」をご参照のうえご利用ください。

インターネットを利用する際のユーザID及びパスワード

- ・接続URL : <https://reinscp.jcpa.or.jp/>
- ・ユーザID : ●●●●●●
- ・パスワード : △△△△△△△△ （半角8桁）

※本パスワードは、REINS「令和6年度準備業務（委託申込、承諾書照会）」にご利用いただけるパスワードとなっております。

※「初期パスワード」を変更している場合、パスワードは表示されません。変更したパスワードが不明の場合には、日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター（電話 03-5610-6261）までご連絡ください。

2. 申込期間 令和5年10月23日（月）から開始
オンライン/郵送：令和5年11月15日（水）締切（必着）

3. 申込手続きについて

(1) オンラインで申込みを行う場合

「オンラインによる引き渡し申込み方法について」をご覧ください、入力作業を行ってください。

(2) 郵送で申込みを行う場合（同封の返信用封筒をご利用ください。）

令和6年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式1）

令和6年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書（様式2）

令和6年度分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート

令和6年度構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表

※マトリックス表は、一部事務組合・代表市町村の方のみご提出いただけます。

令和6年度分別基準適合物の引き渡し申込書（様式3-1～様式3-4）

令和6年度「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡し申込書（様式3-5）

※様式3については申込みを行う素材のみご提出ください。

(3) 申込みを行わない場合

オンライン上で非申込手続きの入力が可能です。「オンラインによる引き渡し申込み方法について」をご覧ください、入力作業を行ってください。ただし、オンラインでの手続きができない方は添付の「非申込FAX返信票」をご送付ください。

非申込FAX返信票（FAX：03-5610-6245宛にご送付ください。）

(4) 今後合併を予定している市町村・一部事務組合

令和5年11月以降合併予定の市町村、又は構成市町村に合併予定がある一部事務組合は、上記

(1)～(3)の他に、当協会ホームページの「市町村の皆様へ」>「引き渡しに係る申込み手続き」>「申込み関連資料」>「令和6年度」>「令和6年度市町村申込資料」（ホームページ掲載のみ）に掲載している「今後合併を予定している市町村・一部事務組合のご担当者へ」をダウンロードしてご一読のうえ、「合併情報記入用紙」をFAX：03-5532-9698（総務部宛）までご送付ください。

4. 同封書類

令和6年度「分別基準適合物の引き渡しに係る申込要領」

申込用紙「分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書」（様式1・2）

申込用紙「分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込量に関するチェックシート」

申込用紙「構成市町村別引き渡し申込品目確認のためのマトリックス表」

申込用紙「分別基準適合物の引き渡し申込書」（様式3-1～様式3-4）

申込用紙『「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第32条に基づく分別収集物の引き渡し申込書」（様式3-5）

非申込FAX返信票

オンラインによる引き渡し申込み方法について

「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）」申込関連資料集

資料1. 「分別基準適合物の引き取り及び再商品化」の概要（令和6年度版）

資料2. 「業務実施覚え書き（特定事業者負担分）」（見本）

資料3. 「業務実施契約書（市町村負担分）」（見本）

資料4. 「令和6年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込書」（様式3-1）（記入例）

資料5. 「令和6年度ガラスびん分別基準適合物の引き渡し申込承諾書」（見本）

資料6. 「令和6年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」

資料7. 容器包装廃棄物単独収集のお願いについて

資料8. PETボトル分別基準適合物の指定法人への引き渡しについて

資料9. プラスチック製容器包装 再生処理事業者での発火トラブル状況報告

資料10. 「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて

資料11. 保管施設の選定に関する留意事項について（環境省）

「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）」申込関連資料集

資料12. プラスチック資源循環促進法（32条）に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について

- 資料 13. 令和 6 年度「分別収集物の引き渡しに係る申込要領」
- 資料 14. 令和 6 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）
- 資料 15. 令和 6 年度申込時におけるべール品質調査（組成調査）の実施について
- 資料 16. 分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について
- 資料 17. 産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項
- 資料 18. 「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）」（見本）
- 資料 19. プラスチック資源循環促進法（32条）による再商品化委託で市町村等が負担するコストについて

- 化粧品びんのリサイクル促進案内（ガラスびん 3 R 促進協議会）
- 返信用封筒

5. 本件に関する問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル

ガラスびん事業部	TEL : 03-5532-8695	FAX : 03-5532-8515	E-mail : glass@jcpra.or.jp
PET ボトル事業部	TEL : 03-5532-8691	FAX : 03-5532-8515	E-mail : PET@jcpra.or.jp
紙容器事業部	TEL : 03-5532-8588	FAX : 03-5532-8515	E-mail : \$kami@jcpra.or.jp
プラスチック容器事業部	TEL : 03-5532-8608	FAX : 03-5532-8515	E-mail : plastic@jcpra.or.jp
総務部	TEL : 03-5532-8662	FAX : 03-5532-9698	E-mail : soumubu@jcpra.or.jp

なお、オンラインに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

オペレーションセンター TEL : 03-5610-6261 FAX : 03-5610-6245

6. 注意事項

- (1) 様式 3-1~4 及び 3-5 にご記載いただく申込数量を踏まえ、当協会から各市町村・一部事務組合宛に素材別・保管施設別の引き渡し申込承諾書を申込み受付後に発行します。同封の引き渡しに係る申込要領をご確認いただき、本申込みの位置付け並びに手順につき十分にご理解のうえ、正確な申込数量のご記載をお願いします。
- (2) 指定保管施設として主務大臣の指定を受けていない保管施設からの引き取りは行えません。
- (3) 申込みにおける引き渡し申込量の算出にあたっては、十分に確認をしたうえで、実態に近い引き渡し申込量の算定をお願いします。申込量に関するチェックシートを同封していますので、本チェックシートにご記入いただき、申込量のご確認をお願いします。
- (4) 著しく分別基準や品質ガイドラインを満たさないために、分別基準適合物として取り扱うことが困難な場合が見られます。その際には、品質改善の具体的な施策を実施していただきますようお願いします。なお、詳細については、「分別基準適合物（容器包装リサイクル法）」申込関連資料集の「令和 6 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」（資料 6）を参照してください。また、分別収集物に関しては、「分別収集物（プラスチック資源循環促進法）」申込関連資料集の「令和 6 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料 14）を参照してください。
- (5) 一部事務組合及び複数市町村の代表として申込みを行う市町村の皆様は、同封の申込品目確認マトリックス表に、構成市町村ごとの品目別申込み状況をご記入のうえ、ご返送ください。
- (6) 申込み後に、市町村合併による名称変更や単独市町村から組合への変更がある場合は、速やかに協会へご連絡ください。

7. 今後のスケジュール (予定)

令和5年	10月20日	令和6年度「分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込書」を送送
	11月1日～8日	令和6年度「市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者説明会」を開催（北海道・東北・関東・関西・九州）
	11月15日	令和6年度 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡しに係る申込み締切
	12月中旬	令和6年度 分別基準適合物及び分別収集物の引き渡し申込承諾書を当協会よりメール及び郵送にて発信（紙による申込みの場合は郵送）
	12月中旬	市町村の保管施設ごとの再商品化事業者選定のための入札説明会を、再商品化事業者向けに開催
令和6年	2月下旬	市町村の保管施設ごとの再商品化事業者選定が終了、当協会より結果通知送付（4素材合わせて通知）
	4月1日～30日	業務実施覚え書き、業務実施契約、委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）の締結（送付は3月下旬）

以上